

様式第1号（第5条関係）

鴻巣市公共施設等有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）鴻巣市長

住所（所在地）

名 称

代 表 者 名

電 話 番 号

担 当 者 名

広告を掲載したいので、原稿を添えて次のとおり申し込みます。なお、掲載に当たっては、裏面記載の掲載条件を遵守します。

掲載施設等の名称	
掲 載 位 置 及 び 規 格 等	

## 掲 載 条 件

- 1 市が管理する施設、物品、印刷物等に掲示又は掲載（以下「掲載」といいます。）できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとし  
ます。
  - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種であるもの
  - (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
  - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、別途市の定めた基準によるものとし  
ます。
- 3 掲載料金については、鴻巣市公共施設等有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、原則として抽選で掲載できる方を決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとし  
ます。また、施設等へ掲示された広告の管理は掲載を行う方の負担とし  
ます。
- 6 版下原稿、広告物の作成経費及び施設等への取付・撤去経費等広告の掲載に係る経費は一切掲載を行う方の負担とし  
ます。また、破損等による修復にかかる経費は、市の責めによる場合を除き、掲載を行う方の負担とし  
ます。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 市の行政運営上支障があるとき。
  - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
  - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき。